

長野県スポーツ協会理事長 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部
本部長 阿 部 守 一
長野県教育委員会教育長 原 山 隆 一

**新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく
感染防止策の徹底等について（要請）**

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では 7 月 9 日に開催した新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議において、別添のとおり、7 月 10 日から 31 日までの長野県としての対応についての基本の方針を定め、法第 24 条第 9 項により、ガイドラインの周知を通じた感染防止策の徹底及びイベントの開催基準の遵守について、下記のとおり要請すること等を決定しましたので、ご留意いただきますようお願いいたします。

なお、国の動向及び今後の県内の感染の状況等によっては、要請等の内容を見直す場合がありますので、御承知おきください。

また、県教育委員会では、令和 2 年 5 月 27 日付けで策定した「県立学校再開ガイドライン（6 月 15 日改定）」において、県立学校における部活動について、「当面の間、宿泊を伴う活動については実施を見合わせる。」こととしていますので、引き続き、御留意願います。

記

1 要請内容

(1) ガイドラインに沿った感染防止策の徹底

国の基本的対処方針では、今後の持続的な対策を見据え、業種ごとに策定されるガイドライン等を実践するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることとされております。

以下に、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策本部が発出した、新型コロナウイルス感染症対策「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」をご案内しますので取組の推進についてご配慮願います。

「<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>」

(2) イベント開催基準の遵守等

イベントの開催に当たっては、次に示す開催基準を遵守いただくとともに、適切な感染防止策の徹底を図っていただくようご協力ください。

また、イベント主催者となる皆様には、イベントを開催する前に参加者へ接触確認アプリのインストールを促すことや、感染拡大防止のため必要に応じて参加者名簿の作成などにより連絡先等を把握することについて周知してください。

さらに、全国的な人の移動を伴うイベント又は大規模なイベントの開催を予定する場合には、県に事前相談をするようお願いいたします。

※相談する際は別紙「イベント開催時の事前相談の概要」をご参照ください。

イベント開催の基準（7月10日～7月31日）

- ・屋内・屋外ともに5,000人以下
- ・上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人の距離を十分に確保できること。（できるだけ2m）
- ・全国的又は広域的な人の移動を伴うものは、中止を含めて、慎重な対応を求める。

(注) 上記の人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合には参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合には両者を合計した数としてください。

また、上記の人数に満たないイベントであっても、イベントの形態や場所によってリスクが異なることには十分に留意いただくとともに、感染防止策の徹底をお願いいたします。

2 協力を依頼する事項

(1) 感染が拡大している都道府県との往来に当たっての慎重な行動

直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数が1.0を上回っている都道府県との往来に当たっては、次のとおり基本的な感染防止策の徹底など慎重な行動を取っていただくよう職員や従業員の皆様に周知してください。

- ・人ごみを避ける
- ・接待を伴う飲食店などクラスターの発生する可能性がある場所への訪問を控える
- ・感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、人混みの中でのマスク着用、手洗い・手指の消毒）など、基本的な感染防止策を徹底する
- ・当該地域から戻った後も自らの健康観察を行う

また、当該地域から長野県にお越しになる方にも、マスクの着用など基本的な感染防止策の徹底や自らの健康観察を行うなど、感染拡大防止のためのご協力をいただけるよう周知をお願いいたします。

(注) 7月20日現在、直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数が1.0を上回っている都道府県は、北海道、宮城県、栃木県、愛知県、兵庫県、和歌山県、広島県、香川県、福岡県、長崎県、鹿児島県です。

また、7月20日現在、直近1週間の人口1万人当たり新規感染者数が2.5を超えている埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、奈良県との往来に当たっては、必要性をあらためて検討し、慎重に判断していただくよう呼びかけています。

なお、各都道府県の直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数については、長野県ホームページで公表していますので、最新の情報をご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippe/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-doko.html>

(2) 参加者又は利用者名簿の作成による連絡先等の把握

国では、必要に応じて感染拡大防止の観点から、施設の管理者等が参加者・利用者の名簿を作成し、連絡先等を把握することについて周知するよう求めていますので、ご留意願います。

新型コロナウイルス感染症対策室

(室長) 前沢 直隆

(担当) 富岡 稔

電 話 026-232-0111 (内線 : 4705)

ファクシミリ 026-233-4332

Email corona-taisaku@pref.nagano.lg.jp

長野県教育委員会スポーツ課管理係

(課長) 北島 隆英

(担当) 小林 秀樹 (学校体育係長)

() 須田 彰 (管理係)

電 話 026-235-7447 (直通)

ファクシミリ 026-235-7476

Email sports-ka@pref.nagano.lg.jp

別紙4 部活動について

1 段階的に通常の活動へ移行

- (1) 段階的な再開の期間を経て、児童生徒の心身の回復状況や実際の活動の様子を把握した上で、可能な限り感染症対策を行い、通常の活動に移行する。移行にあたっては、慎重に活動計画を立て、過度な負担のかかる活動を避けるなど、怪我防止等に十分に留意する。
- (2) 6月20日以降は休日の活動を可能とする。また、6月27日以降は他校との練習試合や合同練習会、合同発表会等を行うことも可能とする。その際、相手校が所在する地域の感染状況、感染症対策等を確認した上で、実施の必要性も含め、実施校の学校長が判断する。
- (3) 当面の間、児童生徒の感染リスク等を避けるため宿泊を伴う県内外遠征、合宿は行わないこととする。

<参考> 運動パフォーマンス回復のための活動計画の例

期間	6月15日から26日		6月27日から7月3日	7月4日以降
期分け	適応期		試合再開準備期	試合再開期
目的	基礎体力の再構築 技術練習	基礎体力の向上 技術練習	専門体力の再構築 技術練習	専門体力の向上 技術練習
強度	70%程度	80%程度	90%程度	100%程度
活動時間	90分まで	90分まで	長野県の部活動方針による	

※運動部に所属する児童生徒向けのパフォーマンス回復に向けた活動例となる動画等を作成し、ホームページで公開しているので参考にしてください。

2 感染症対策の徹底

(1) 全般に係ることについて

- ① 代替大会等の参加については、部活動再開の際と同様に、児童生徒本人と保護者の意向を尊重し、参加の強制とならないように十分に配慮する。
- ② 児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。
- ③ 活動前後の手洗い及び咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底する。

(2) 感染リスクに十分配慮しなければならない活動等について

- ① 児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、可能な限り感染症対策を行った上で、実施することを検討する。
- ② 各競技において特性に応じたガイドラインが中央競技団体から示されている場合は、それに従って活動すること。

(3) 部活動で使用する用具等の扱いについて

部活動で使用する用具等（ボール、トレーニング器具、楽器、実験器具等）については、使用前後に消毒を行うとともに、児童生徒間で不必要に使い回しをしない。また、児童生徒は、用具等の使用前後に手洗い、消毒等をする。

例 飲料用ボトルやタオル・ビブスなどの共用はしない。

(4) 活動場所、部室、更衣室等の使用について

- ① 活動場所については、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施することが望ましい。ただし、気温の高い日などは、熱中症に注意すること。
- ② 体育館・柔剣道場・音楽室・教室等の屋内で活動する際には、その場所のドアは広く開け、常時2方向の窓を同時に開けて換気を行う。困難な場合には、こまめに換気をする。また、屋内においては長時間の活動を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数の利用とし、多数の児童生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。
- ③ 部室や更衣室等の利用に当たっては、少人数で短時間の利用とし、「三つの密」を避けることに留意する。更衣後は、ドアを開放して換気する。

(5) その他

- ① 児童生徒の健康、安全を確保するため対外運動競技等の参加に向けて、健康診断を早期に実施する。
- ② 運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取り扱いに準じる。

県立学校再開ガイドライン

令和2年5月27日

(令和2年6月15日改定)

長野県教育委員会

県立学校における教育活動については、授業を行わない登校日を設定した分散登校（5月16日～22日）、授業日を設定した分散登校（5月23日～31日）と段階的に再開してきたところであるが、本県の感染状況等を踏まえて、6月1日からは次の段階に移行する。

次の段階においては、分散登校から通常登校に切り替えた上で、次の二点を最重要項目として取り組む。

- 引き続き、感染リスクを可能な限り低減させる。
- 子どもたちの学びを最大限保障する。

この方針の下で、各学校においては、以下に掲げるガイドラインを踏まえて教育活動を進めるものとする。その際、児童生徒及び保護者等に各校の取組を丁寧に説明し理解を得ること。

なお、本ガイドラインに係る細目については、別途通知するので留意すること。

また、本ガイドラインは、今後の状況の変化に応じて必要な見直しを行う。

1 教育環境の確保について

(1) 基本的な感染症対策の徹底

- ① 家庭と連携した朝晩の検温及び風邪症状の確認（同居家族の体調確認等を含む）
- ② こまめな手洗い（外から教室に入るとき、咳やくしゃみ・鼻をかんだとき、昼食の前、掃除の後、トイレの後、共有のものを触ったときなど）
- ③ 多くの児童生徒が触れる場所や共用の教材、教具、情報機器などの消毒
- ④ マスクの着用（熱中症など健康被害が発生する可能性が高い場合を除く）
- ⑤ 「三つの密」の回避

・換気は、少なくとも30分に1回、窓を開けて行う。可能であれば常時窓を開ける。
（空調使用時も換気が必要）

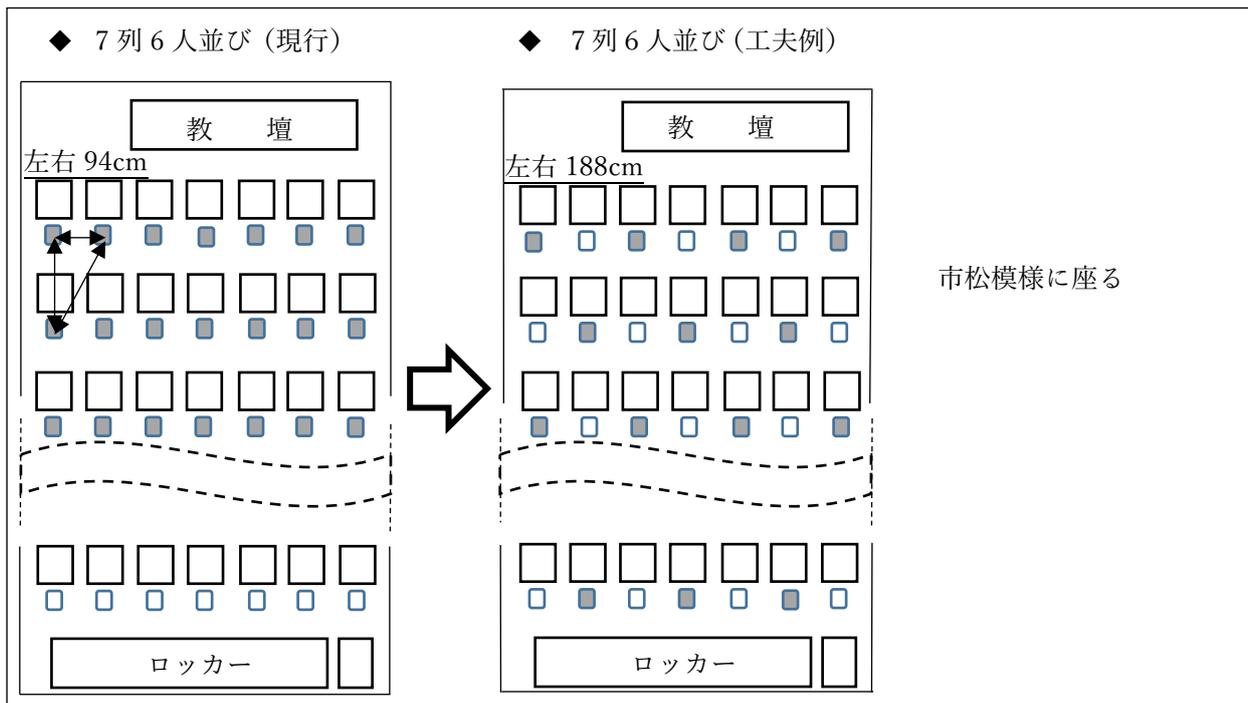
・身体的距離の確保

座席の配置は、児童生徒の間にできるだけ2メートル（最低1メートル）の距離を確保し、対面としない。

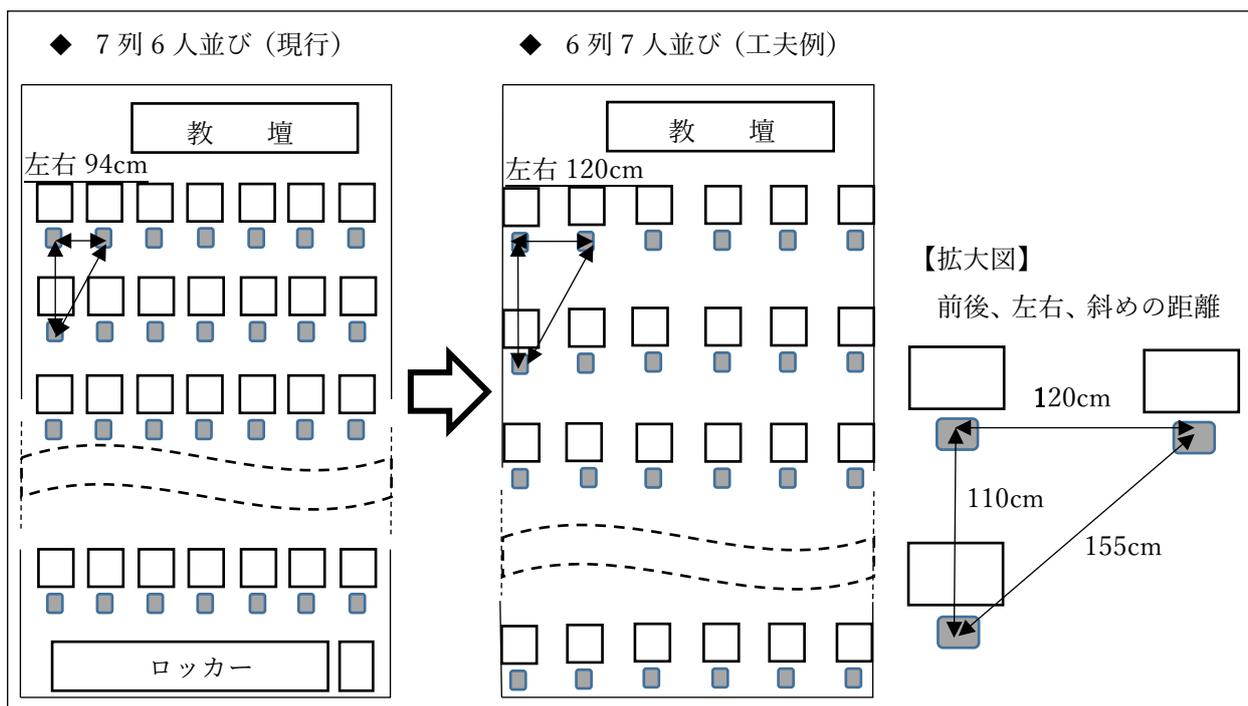
（身体的距離を確保するための工夫例）

例えば、座席をそのままにして市松模様状に座る、あるいは、机、椅子を窓際や壁際に寄せたり、列の数を調整したり、荷物用のロッカー等を教室外に移動させることで、1メートル以上の身体的距離を保つ。

(配置のイメージ1) 選択講座等学習集団が比較的少人数の場合



(配置のイメージ2) 学習集団がホームルーム単位 (40名程度) の場合



(2) 通学における配慮

- ① 公共交通機関を利用した通学については、できるだけ徒歩や自転車等を併用
- ② 公共交通機関が混雑する時間帯を避けた始業時間の設定
- ③ 同一地域に複数の学校がある場合 (長野市、上田市、諏訪市、伊那市、飯田市、松本市等を含む通学区域)、通学時間帯をずらすため学校間で始業時間を調整
- ④ 電車・バス内では、マスクを着用するとともに、他の乗客との身体的距離を保ち、会話は控えるなどの乗車マナーを徹底

2 各教科等の指導における感染症対策について

各教科等の指導については、以下の点に留意して実施する。

- (1) 児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」については、回数や時間を絞る、一定の距離を保つなど可能な限り感染症対策を行った上で実施する。
- (2) 複数の児童生徒が共用で教具（実験器具、体育器具、用具等）を使用する場合、適切な消毒、手洗いの徹底を行う。また、可能な限り一人一つずつ教具の準備を行う。
- (3) 探究学習におけるフィールドワーク等、外部の方と交流する場合、電話やFAX、Web会議システム等の活用も検討する。

3 「学びの保障」のための教育活動について

(1) 現状

本年度の一斉休業により、25～26日程度の登校日が休業日（このうち行事やテスト等を除いた授業日は21～26日程度）となった。この間、県立学校においては家庭における学習支援を最大限行い、児童生徒の「学びの保障」に努めてきた。児童生徒は、配付された課題・教材や配信された授業動画、同時双方向型システムを用いて、家庭で学習を行ってきた。

(2) 今後の基本の方針

- ① 新学習指導要領の趣旨にのっとり、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成するとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導方法について、学校の授業と家庭学習両面の工夫・改善を図り、児童生徒の学びを保障する。
- ② 感染拡大により休業又は分散登校が必要となった場合には、速やかに遠隔学習に切り替え、学びを継続させる。
- ③ 新型コロナウイルス感染症対策のためやむを得ず登校できない以下の場合にあつては、登校できなかった日数を「欠席日数」としては扱わない（指導要録上は「出席停止・引等の日数」とともに、当該児童生徒に対しては遠隔学習により学びを保障する。
 - ・児童生徒の感染が判明した場合又は児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合
 - ・児童生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合
 - ・児童生徒の同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合
 - ・医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒について、主治医の見解を保護者に確認などした上で、校長が登校すべきでない判断した場合
 - ・児童生徒や保護者が、登校について不安を持ち、保護者の判断により児童生徒が登校を見合わせた場合において、校長が出席しなくてよいと認めた場合

(3) 具体的な対応について

- ① 今後必要となる授業時数を算出した上で、年間指導計画を再編成し、授業を行う。
 - ア 今後必要となる授業時数の算出
 - 学習指導要領の内容を指導するために、教材等の工夫や家庭学習との組合せなどによる効果的な学習を考え、必要な授業時数を算出する。

イ 年間指導計画の再編成

不足した授業日数を単に回復するという観点ではなく、基本的方針に基づき、特に以下の点を検討し、年間の指導計画を再編成する。

- ・時間割編成の工夫
- ・学校行事の精選
- ・長期休業期間の短縮
- ・土曜日に授業を行う など

※ 再編成に向けた留意点

- ・学校行事の精選については、それぞれの行事の意義や必要性等に十分配慮する。
- ・夏季休業については、最低でも2週間程度の日数を確保する。
- ・長期休業の短縮や土曜日に授業を行う場合には、児童生徒や教職員の負担に十分配慮する。

- ② 遠隔学習については、児童生徒の実態等に応じ、紙の教材配付やメール等を利用した課題配信、授業動画の配信、Web 会議システムを活用した同時双方向型オンライン授業等の遠隔学習を行う。なお、家庭にインターネット環境が無い場合には、学校の端末やモバイルルーターを貸し出す。

4 学校行事等の実施について

- (1) 実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分配慮し、感染の防止に努める。
- (2) 感染状況を踏まえた適切な感染症対策を講じても、感染の可能性が高く安全な実施が困難であると考えられる場合は、中止又は延期する。

5 部活動について

部活動については、以下のとおり段階的に通常の活動に移行する。

- (1) 児童生徒の心身の状況及びパフォーマンスの回復状況等を十分に踏まえて、可能な限り感染症対策を行った上で、通常の活動に移行する。移行にあたっては、慎重に活動計画を立て、過度な負担のかかる活動を避けるなど、怪我防止等に十分に留意する。
- (2) 児童生徒が密集する活動や、児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、可能な限り感染症対策を行った上で、実施することを検討する。また、当面の間、宿泊を伴う活動については実施を見合わせる。
- (3) 実施に当たっては感染症対策を徹底する。
 - ・共用を避けることが難しい用具等を使用する場合は、こまめに消毒等をする。
 - ・活動場所については、可能な限り常時2方向の窓を同時に開けて換気を行う。困難な場合には、こまめに換気をする。
 - ・部室、更衣室等の利用に当たっては、少人数で短時間の利用とし、「三つの密」を避けることに留意する。更衣後は、ドアを開放して換気する。

6 児童生徒の心のケア等について

すべての児童生徒が、表面上は元気そうに見えても、新型コロナウイルス感染症に伴う長期休業により何らかの影響を受けていることが考えられる。

このため、以下のとおり児童生徒の心のケア等を行う。

- (1) チェック票を活用した児童生徒への支援
 - ① すべての児童生徒を対象にチェック票により心身の状況を把握し、その上で個別面談等による相談支援を実施
 - ② 学校とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携し、不安を抱える児童生徒に対して、家庭も含めた必要な支援を実施
- (2) 相談窓口の周知
LINE 相談「ひとりで悩まないで@長野」（6月1日から開始）や学校生活相談センターなどの相談窓口を児童生徒に周知する。
- (3) やむを得ず登校できない児童生徒に対する支援
家庭訪問や電話連絡等により状況を把握し、個に応じた丁寧な支援を実施
- (4) 新型コロナウイルス感染症に係るいじめや偏見の未然防止
 - ・人権教育の推進
 - ・指導資料を活用した啓発（参考：心の支援課「差別・偏見の心をもたないために」）

7 特別支援学校における配慮について

- (1) 特別支援学校については、各学校により児童生徒の状況が異なることから、6月1日以降、順次通常登校に切り替える。
- (2) 基礎疾患等があることにより重症化リスクの高い児童生徒については、主治医の見解を保護者に確認などした上で、個別に登校の判断をする。
- (3) スクールバスの運行に際しては、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重ならないようにするとともに、可能な範囲において、一つひとつの条件が発生しないように以下の点に留意する。
 - ① 児童生徒の安全に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと
 - ② 運行方法の工夫等により、乗車密度を下げること
 - ③ 会話を控えることやマスクの着用について指導すること

長野県としての対応について（7月10日～7月31日） ～「新しい生活様式」の定着と経済活動の両立～

令和2年7月9日
新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 現状・基本認識

緊急事態宣言の全面的な解除から、1月以上が経過した。特定警戒都道府県とされていた地域においても、県をまたいだ人の移動や施設の使用制限の要請などが解除され、全国的に社会経済活動が再開される局面に入っている。

しかし、この間、新規感染者は全国的には一旦落ち着いたものの、首都圏など一部の地域において再び増加する傾向が見られるようになっており、状況を注視していく必要がある。

本県においては、6月18日に1名の陽性が確定し、5月12日以来の新たな感染者となったが、感染拡大が懸念される状態とはなっていない。

現時点においても、新型コロナウイルス感染症のリスクは身近に存在しており、ウイルスとの共存を図るためには、「新しい生活様式」の定着に向けた取組を推進する必要がある。

更に、第2波・第3波に備えて、医療提供体制や検査体制の充実を引き続き進めるとともに、感染拡大の兆しを的確に捉え、直ちに対策の強化を図ることのできる体制を整える必要がある。こうした感染症対策を実施しながら、冷え込んでいる県内経済の再生を図るため、消費喚起、県内観光の促進等経済活動の活性化を支援するとともに、県民生活を支援し、感染防止対策と経済活動を両立させる取組を鋭意進めていかなければならない。

県としては、すべての県民と連帯協力してこの危機を乗り越えていくため、学びと自治のアプローチにより、県民の自己決定の最大限の尊重を基本に対策を講じていく。

以上の現状認識の下、7月10日から7月31日までの対策においては、引き続き以下の3点を重点として、進めることとする。

- 1 「新しい生活様式」の定着を推進すること
- 2 医療・検査体制の整備など第2波への備えを進めること
- 3 県民の皆様の生活を支え、経済の再生を図ること

2 「新しい生活様式」の定着を推進するための取組《重点1》

(1) 「新しい生活様式」の定着推進

新型コロナウイルス感染症が、飛沫や接触によりウイルスが目・鼻・口から入って感染することを踏まえ、県民の皆様が感染を防止するための行動を自ら考え、実践できるよう、「信州版『新たな日常のすゝめ』」について周知を図り、「新しい生活様式」に沿った行動の定着を推進する。

これらの感染を防止するための行動については、感染拡大が懸念されている地域を含め、他県から当県へ来訪した方に対しても周知を図り、実施を呼びかけていく。

〔各部局〕

(2) 県外との往来

県において、他都道府県の感染状況を常にモニタリングし、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が1.0人を上回っている都道府県への往来に当たっては、次のとおり慎重な行動をとることを県民に呼びかける。

- ・人ごみを避ける。
- ・接客を伴う飲食店などクラスターの発生する可能性のある場所への訪問を控える。
- ・感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、人混みの中でのマスク着用、手洗い、手指の消毒）など、基本的な感染防止策を徹底。
- ・当該地域から戻った後も自らの健康観察を行う。

〔危機管理部・観光部〕

(3) 新型コロナ対策手帳の配布

基本的な感染対策や相談窓口等を紹介するほか、個人の体調や行動履歴が記入できる「新型コロナ対策手帳」を県民に配布する。

〔健康福祉部・営業局〕

(4) ガイドラインの周知を通じた各業界への感染防止策の徹底の要請

業界ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインの周知を図り、適切な感染防止策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、施設内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞き取り、入口での検温、マスクの着用、換気等）の徹底を図る（特措法第24条第9項）。

〔各部局〕

(5) 「新型コロナ対策推進宣言」の推進

経済活動の再開及び需要喚起を図るため、新型コロナ対策経営推進員（商工会・商工会議所の経営指導員等）の助言・指導のもと、自ら適切な感染防止策を検討・

実施する事業者を増やし、安心して利用や買い物等ができる環境づくりを行う。
〔産業労働部〕

(6) 「新しい生活様式」に適応した事業活動の支援

観光関連事業者等中小企業者がグループで行う生産者向上に向けた新たな取組等を支援するとともに、顧客との密接を避けることが難しい理美容業等の小規模事業者の感染防止策を支援する。

〔産業労働部・営業局〕

(7) 「新しい生活様式」に適応した公共交通機関の利用促進

県民の生活・経済の安定に不可欠な地域公共交通を安心して利用できるよう、安全運行を継続するために必要な対策を講じる事業者を支援するとともに、利用者に対し、時差出勤、マスクの着用及び会話を控えめにすることの協力の呼び掛けなど、事業者、業界団体と一体となって取り組む。

〔企画振興部〕

(8) 不特定多数の人が利用する施設・店舗等における営業

スーパーマーケットなど、不特定多数の人が利用する施設・店舗等においては、その特性に応じて、入場制限、混雑時間帯の掲示、レジ等における物理的距離の確保など感染防止策を徹底するよう要請する。

特に、多くの県外者の利用が見込まれる博物館、美術館、観光施設等においては、必要に応じて施設利用者名簿の作成による連絡先等の把握について施設管理者に働きかける。

〔危機管理部・健康福祉部・産業労働部〕

(9) 施設・店舗等での感染者確認時の対応等

施設・店舗等の利用者や従事者等に感染者が確認された場合、保健所が実施する疫学調査への協力を求める。また、疫学調査の結果、感染拡大防止のため必要な範囲において、施設・店舗の名称を公表するとともに、安全が確認されるまで、一時閉鎖を実施した事業者を支援する。

〔危機管理部・健康福祉部・産業労働部〕

3 医療・検査体制の整備など第2波への備えを進めるための取組《重点2》

(1) 医療提供体制の確立

第2波・第3波に備え、これまでの患者発生状況を踏まえた患者推計を基に、600人規模の感染者を想定し、350名程度の入院患者（うち重症者48名）、250名程度の宿泊療養者の受入体制を7月末を目途に整備する。

病床の確保にあたっては、軽症・中等症・重症を治療する医療機関の具体的な役割分担や連携方法を決め、症状に応じて適切な医療が受けられるよう調整本部等で受入先を調整する。

〔健康福祉部〕

（２）検査体制等の拡充

第２波・第３波に備え、これまでの患者発生状況を踏まえた患者推計を基に、１日１,０００件以上の検査が可能となるよう検査体制を強化していく。

引き続き、簡易診察及び検体採取を行う外来・検査センターを県下１０医療圏に設置するとともに、十分な検査処理能力を確保することにより、円滑な検査体制を構築する。

また、有症状者相談窓口において、必要な方が適切なタイミングで医療を受けられるよう幅広く相談に応じる。

〔健康福祉部〕

（３）医療資材・人材の確保等

県として、医療機関等の需要を把握し、マスク等の必要な医療資材を確保しつつ、急激な感染者の増加により緊急にアイソレーションガウン、フェイスシールドといった医療資材を必要とする場合に、供給できるよう備蓄を図る。

また、人員が不足する医療機関等に対して必要な人的支援を機動的に行う体制を構築する。

福祉現場において、感染者が発生した場合に他の社会福祉法人からの応援職員を派遣する体制を構築する。

〔危機管理部・健康福祉部〕

（４）「感染警戒レベル」による感染状況の把握と迅速な対策の強化

県独自に定めた感染警戒レベルによって、圏域ごとの感染リスクの状況を正しく把握するとともに、直近１週間の人口１０万人当たりの新規感染者数をはじめ、感染経路不明者の割合、受入可能病床数に占める入院者数の割合などの指標を常時モニタリングし、感染拡大の兆しを迅速に捉え、的確な対策の強化につなげる。

〔危機管理部・健康福祉部〕

４ 県民の皆様の生活を支え、経済の再生を図るための取組《重点３》

社会経済活動の再開を段階的に進めるため、「社会経済活動再開に向けたロードマップ」を策定する。（詳細は別紙のとおり）

(1) 長野県新型コロナ対策産業支援・再生本部会議における取組の共有等

事業継続を支援する「緊急支援フェーズ」、「新しい生活様式」の定着に向けた取組を支援する「適応 (With コロナ) フェーズ」、本格的な経済再生に向けた「再生フェーズ (ワクチン等開発後)」ごとの課題や支援策について関係団体とともに共有・検討する。

〔産業労働部〕

(2) 経営を継続し雇用を守る事業者への支援

事業者が必要な支援を受けられるよう、社会保険労務士、行政書士を配置する「産業・雇用総合サポートセンター」を地域振興局及び労政事務所に設置し、相談、書類作成、申請等を支援する。

〔産業労働部〕

(3) 失業者等の就労支援

県・市町村・県民連携による「長野県あんしん未来創造基金」を県社会福祉協議会に造成し、新型コロナウイルスの影響による失業者等で、一般の就労支援で就職につなげていない方の就労を支援し、生活資金の確保を図る。

また、地域振興局の「就業支援デスク」を強化し、人手不足分野とのマッチングや職業訓練の提案など、失業者一人ひとりに寄り添った就労支援を実施する。

さらに、ジョブカフェ信州において、キャリアコンサルティングや職場実習の支援枠を拡充し、より多くの失業者や就職困難者の正規就労を支援する。

〔産業労働部〕

(4) 信州地域支えあいキャンペーン

地域住民による旅館・ホテルの利用促進、県産食材や花きの積極的な購入、クラウドファンディングを活用した飲食店の支援など、各地域から支えあいの輪を広げ、県内経済の再生を促進する。

〔営業局・観光部・農政部〕

(5) With コロナ時代における観光産業振興に向けた取組

7月中は、県民向け宿泊割引・観光地クーポン券発行事業を活用し、地域・県民の支えあいによる県内観光振興を図る。

これと並行して、感染状況を注視しながら、比較的落ち着いている地域を中心に全国に対する PR 活動を実施し、県外客向けの宿泊割引や日帰り旅行クーポン事業、小規模宿泊施設のための割引事業の実施と併せ、県外からの観光誘客を進めるとともに、国の「Go to キャンペーン」と連動した連泊促進クーポン事業を行うなど、観光振興のために切れ目のない対策を講じていく。

また、新しい生活様式の定着による観光ニーズの変化への対応を地域とともに推進するため、「With コロナ時代における長野県観光振興方針(仮称)」を策定し、

今後の観光関連産業の振興に向けた指針とする。

〔観光部〕

(6) 新型コロナウイルス感染症の影響から県民の命と暮らしを守る取組

新型コロナウイルス感染症の影響から県民の命と暮らしを守るため、部局横断的に生活者支援や自殺対策の課題等を整理・検討し、市町村等と連携して、支援策の改善等の検討や効果的な情報発信を行う。

〔県民文化部・健康福祉部・産業労働部・教育委員会〕

(7) 農家等の経営継続に向けた取組

県産農産物の需給状況、価格動向を注視しながら、国の事業を最大限活用し、次期作や新たな生産・販売方式の導入に必要な経費等を支援するなど、農家の営農継続を後押しする。

特に需要が低迷している県産花きの活用キャンペーンや、牛肉等の域内消費の拡大を図る。

〔農政部・営業局・教育委員会〕

(8) 地域の支えあいによる消費の促進

大きな消費の落ち込みの影響を受けている事業者を県民一丸となって応援するとともに、「新しい生活様式」への対応を促進するため、地域の実情に応じて市町村が行う消費喚起の取組を支援する。

〔企画振興部〕

(9) 相談支援体制の強化

失業や離職等により生活に困窮している方の住まいの確保や就労に向けた支援を行うため、県が設置する生活就労支援センター「まいさぼ」の人員体制を強化する。

〔健康福祉部〕

(10) ひとり親世帯の支援

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、子育て負担の増加や収入の減少が生じている郡部にお住いのひとり親世帯を支援するための臨時特別給付金について8月以降の円滑な支給に向け、広報等を行う。

※（市にお住いの方については、各市が実施）

〔県民文化部〕

5 その他重要な事項

(1) 県立学校についての取扱い

以下の二点を最重要項目として、「県立学校再開ガイドライン」に基づき教育活動を進める。

- ・引き続き、感染リスクを可能な限り低減させる。
- ・子どもたちの学びを最大限保障する。

〔教育委員会〕

(2) 県有施設についての取扱い

県有施設（集会施設、展示施設、スポーツ施設、博物館、美術館、図書館等）については、感染防止策の徹底を図りながら運営する。

〔各部局〕

(3) 県主催イベント・行事の実施のための当面の判断基準

県主催イベント・行事については、当面、別添「県主催のイベント・行事の実施のための当面の判断基準」に従い実施する。

〔各部局〕

(4) 民間主催のイベントに対する要請

民間が主催するイベント等については、以下の基準を遵守するよう要請する（特措法第24条第9項）。

また、イベントを開催する前に参加者へ接触確認アプリのインストールを促すことや、感染拡大防止のため必要に応じて参加者名簿の作成などにより連絡先等を把握することについて、イベント主催者に要請する。

さらに、全国的な人の移動を伴うイベント又は大規模なイベントの開催を予定する場合には、県に事前相談をするよう施設管理者又はイベント主催者に依頼する。

※イベント開催の目安

【7月10日～7月31日】

- ・屋内・屋外ともに5,000人以下
- ・上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること。（できるだけ2m）
- ・全国的又は広域的な人の移動を伴うものは、中止を含めて、慎重な対応を求める。

（注）上記の人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合

には参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合には両者を合計した数とする。

また、上記の人数に満たないイベントであっても、イベントの形態や場所によってリスクが異なることには十分に留意するとともに、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくなどの感染防止策を講じること。

〔各部局〕

(5) 人権への配慮

患者・感染者、医療機関や福祉施設等で治療等に携わっている方々、交通機関や物流など県民生活の維持に必要な業務に従事されている方々やその家族に対し、人権侵害が起きないように、正確な情報発信や啓発など、人権に配慮した取組を行う。

また、感染拡大している地域に居住する方々や当該地域と行き来されている方々に対し、不当な差別的取扱いや誹謗中傷を行わないよう呼びかける。

〔県民文化部・各部局〕

新型コロナウイルス感染症は、咳・くしゃみや、2m以内でマスクをせずに会話を行うことで生じる飛沫が**目・鼻・口**に入ることによって感染します（**飛沫感染**）。また、**ウイルス**がついた手で**目・鼻・口**に触れることによって感染します（**接触感染**）。

感染を防止するための行動を**自ら考え実践**しましょう。

- 感染防止の3つの基本（**身体的距離の確保、人込みの中でのマスク着用、手洗い**）を徹底しましょう。
- 「**3つの密**」（密閉、密集、密接）を回避しましょう。
- 毎日の**健康チェック**を欠かさずに行いましょう。風邪症状があるときは、外出を避け、症状が長引くときや息苦しさや高熱などの**強い**症状がある時は、かかりつけ医や保健所に相談しましょう。

事業者の皆様は、次の取組をお願いします。

- **マスク着用**や**小まめな手洗い**をスタッフに徹底させましょう。
- スタッフの**体調管理**、**健康チェック**を行いましょ。また、発熱の症状などがある人が**休みやすい環境**を整えましょう。
- 「**3つの密**」（密閉、密集、密接）を作らない環境の整備に取り組みましょ。
- 施設内の**定期的な換気**や設備、器具などの**定期的な消毒・洗淨**を行いましょ。
- **在宅勤務**や、**時差出勤**、**交代制勤務**などによる勤務時間の**分散等**を推進しましょ。
- お客様に**咳エチケット**や**手指の消毒**を呼びかけましょ。
- 「**新型コロナウイルス対策推進宣言**」を積極的に行うなど、お店の取組をお客様に**お知らせ**しましょ。

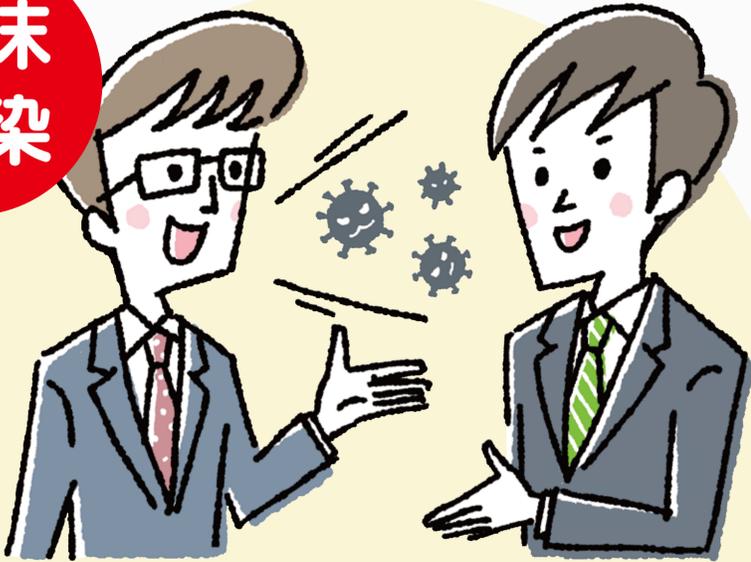
新たな日常のすゝめ



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

新型コロナウイルスは、**目・鼻・口**から感染します。

飛沫感染



咳・くしゃみや、2m以内でマスクをせずに会話を行うことで生じる**飛沫**が

目・鼻・口に入ることで感染します。

接触感染

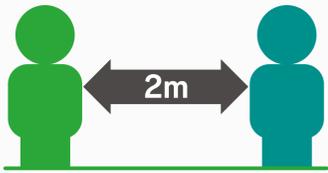


ウイルスがついた手で目・鼻・口に触れること

で感染します。

感染を防止するための行動を**自ら考え実践**しましょう！

3つの基本



身体的距離の確保



マスクの着用
(人混みの中、会話の際)



手洗い・手指消毒

3密の回避

換気の悪い
密閉空間

3つの条件が揃う
場所がクラスター
(集団)発生のリ
スクが高い！

多数が集まる
密集場所

間近で会話や発生をする
密接場面

3つの確認

- 体温確認
- 体調確認
- 行動履歴確認

毎日の**健康チェック**を欠かさずに行いましょう。風邪症状があるときは、外出を避けましょう。

症状が長引くときや息苦しさや高熱などの強い症状がある時は、かかりつけ医や有症者相談窓口にご相談しましょう。

県主催のイベント・行事の実施のための当面の判断基準

緊急事態宣言の解除から1か月以上経過し、全国的に社会経済活動が再開する局面に入っています。ウイルスとの共存を図るため、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させつつ、社会経済活動を実施していくことが求められています。

県としても、これまで延期していたイベント・行事についても感染防止に最大限の留意を払いながら、必要なものは実施していくこととし、各部局においては、イベント等を開催するに当たっては、新型コロナウイルス感染症が、飛沫や接触によりウイルスが目・鼻・口から入って感染することを踏まえ、参加者及び職員への感染を防止するための行動を自ら考え、工夫し、そして実践してください。

当面、県主催のイベント・行事の実施については、以下のとおり対応することとします。「新しい生活様式」の定着を推進し、県民の皆様の生活を支え、経済の再生を図るべく、積極的に業務を行いましょう。

なお、急激な感染拡大のおそれが生じた場合にあっては、イベント等の中止や施設の閉館等を行う必要があり、そうした事態にも常に備えておくこととします。

県主催のイベント・行事の実施のための当面の判断基準

1 県主催のイベント・行事開催の目安

【7月10日～7月31日】

- ・ 屋内・屋外ともに5,000人以下
- ・ 上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること。(できるだけ2m)
- ・ 全国的又は広域的な人の移動を伴うものは、中止を含めて、慎重な対応を求める。

【8月1日～】(※国における検討経過を踏まえて、改めて検討する)

- ・ 人数制限はなし
- ・ 屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること。(できるだけ2m)
- ・ 全国的又は広域的な人の移動を伴うものは、感染状況を見つつ判断する。

(注) 上記の人数に満たないイベント・行事であっても、その形態や場所によってリスクが異なることには十分に留意するとともに、必要な場合は、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくなどの対策を講じること。

2 県主催のイベント・行事を開催するに当たっての留意事項

イベント・行事を安全に開催するためには、「信州版『新たな日常のすゝめ』」の内容や、新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえながら、参加者及び職員への感染を防止するための対策・行動について、主催者自ら考え、工夫し、実践することが求められる。

担当部局は、以下の項目を参考としながら、安全な開催に向けて十分に検討したうえで、イベント等の準備を進めていくこと。

(1) 開催前

- ・ 風邪（発熱・咳等）症状がある方に対する入場拒否の可能性の事前の周知
- ・ 当該イベントの参加者で感染者が出た場合における、保健所の聞き取り調査協力の事前の要請
- ・ 接触確認アプリのインストールの事前の求め

(2) 会場準備

- ・ アルコール手指消毒液等の各所への設置、職員や参加者・利用者への手洗いや手指消毒徹底の周知
- ・ 参加・利用人数を施設規模（定員）の半分以上に制限
- ・ 座席の隣との間隔を一人席分空けるなど、十分な距離の確保（2 m程度の間隔、パネルの設置など）
- ・ 共有物など参加者の手が触れる物・場所について消毒用アルコール等による事前の拭き取りの実施

(3) 入場時

- ・ 職員や参加者・利用者にはマスク着用の周知、着用なしの場合の配付等の対応
- ・ 入退時の出入口の分離、人の流れの一方通行化など、人と人が交錯する機会を極力減少させる等の配慮
- ・ 入場時の検温の実施
- ・ アルコール手指消毒液等を受付に設置し、手指消毒徹底の求め
- ・ 催物開催中、大声を出すことを控える等の参加者への周知

◆不特定多数の者が参加するイベントにおいて

- ・ 参加者名簿に、氏名・住所・電話番号の記載を求める等、感染者発生時における追跡・調査を可能とするための準備

(4) 終了後

- ・ 終了後に共用場所の消毒（拭き取り）の実施
- ・ 参加者のリストについて、長野県個人情報保護条例に従った適切な管理、また1か月程度を目途とした廃棄

(注) 上記の項目をすべて満たさない場合であっても、直ちにイベント・行事の開催が不可となるわけではない。実施の形態や場所によってリスクが異なることに留意しながら、感染防止のための対策について十分な検討を行ったうえで、実施の判断を行うこと。

社会経済活動再開に向けたロードマップ



※このロードマップは、本県及び全国の感染状況が落ち着いた状況であることを前提としています。感染拡大が生じた場合は、自粛の要請等の措置を講じる場合があります。

イベント開催時の事前相談の概要

1 事前相談の対象となる施設

- ・ 全国的な人の移動を伴うイベントを開催することが想定される施設、又は
- ・ 収容人数が2,000人を超えるような施設（収容率50%で1,000人超）

2 事前相談の対象となるイベント

1の施設で開催されるイベントのうち、全国的な人の移動を伴うイベント、又は参加者が1,000人を超えるようなイベント

3 相談先

長野県庁危機管理部消防課新型コロナウイルス感染症対策室

4 相談をいただく者

施設管理者又はイベント主催者

5 相談をいただく内容

手洗い、消毒、換気などの基本的な感染防止策、参加者の連絡先の把握方法等のイベント開催要件等

6 相談に必要な書類

開催要項、参加者見込・他県からの参加者見込、感染防止対策 に関する書類

7 提出方法

郵送、FAX、Email

8 その他

この通知は、7月31日までの対応となりますが、今後国の方針により延長等される場合があります。

新型コロナウイルス感染症対策室
（室長）前沢 直隆 （担当）富岡 稔
電話 026-232-0111（内線：4705）
FAX 026-233-4332
Email corona-taisaku@pref.nagano.lg.jp
住所 長野市大字南長野字幅下 692-2

【参考】

イベント・観光施設等における参加者・利用者名簿の考え方について

長野県

国では、人と人との距離が確保されない場合など、感染拡大防止の観点から、イベントの主催者や施設の管理者等が、参加者・利用者の名簿を作成し、連絡先等を把握することについて広く周知するよう求めています。

名簿作成の考え方をとりまとめましたので、参考にしてください。

1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合には、発症前2週間の行動調査、接触者調査を実施し、感染拡大防止に努めています。作成していただいた名簿は、イベント参加者や施設利用者への感染拡大を防止するため、保健所が実施する行動調査、接触者調査に限って利用いたします。

2 利用方法

- ① 接触者と推定される方に、利用施設から確認の電話
(確認内容：利用実態の有無、行政への情報提供の可否)
- ② 情報提供を承諾された方に限り、管轄保健所へ情報提供
- ③ 保健所から協力依頼・聞き取り調査の実施
- ④ 濃厚接触者に該当する場合には健康観察等の実施

※濃厚接触者：患者と同居あるいは長時間の接触があった方、手で触れることのできる距離（目安1m）で、感染予防策なしで15分以上の接触があった方 等

3 留意事項

- ① 目的・利用方法を説明し、同意を得た上で作成してください。
- ② 入口に案内板を設置するなど、利用者への周知にご配慮ください。
- ③ 個人情報保護にご留意ください。
例：A 名簿の保管は鍵付きロッカーとする。
B 目的外の使用はしない。
C 行政への情報提供の際は本人の承諾を得る。
- ④ 名簿の保管期間は概ね1か月としてください。